

令和4年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・**拡充**・延長・その他）

No	10	府省庁名 厚生労働省	
対象税目	<input checked="" type="checkbox"/> 個人住民税 <input type="checkbox"/> 法人住民税 <input type="checkbox"/> 事業税 <input type="checkbox"/> 不動産取得税 <input type="checkbox"/> 固定資産税 <input type="checkbox"/> 事業所税 <input checked="" type="checkbox"/> その他（徴収規定）		
要望項目名	難病法等に基づく医療費助成の見直しに伴う税制上の所要の措置		
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号。以下「難病法」という。）第1条及び第5条に基づき、要件を満たす疾病については、特定医療費の支給の対象となる難病（以下「指定難病」という。）として、厚生科学審議会の意見を聴いて厚生労働大臣が指定（告示）し、指定難病の患者で厚生労働大臣が定める病状の程度の者に対し医療費の自己負担額の一部を助成することとしている。また、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2に基づき、要件を満たす疾病については、小児慢性特定疾病医療費の支給の対象となる小児慢性特定疾病（以下「小慢」という。）として、社会保障審議会の意見を聴いて厚生労働大臣が指定（告示）し、小慢の児童等で厚生労働大臣が定める病状の程度の者に対し医療費の自己負担額の一部を助成することとしている。</p> <p>・特例措置の内容 指定難病及び小慢については、助成された医療費について、難病法第39条又は児童福祉法第57条の5等の規定に基づき、個人住民税をはじめとして公租公課禁止等の措置がなされている。 難病法及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成26年法律第47号）の施行5年以内の見直し規定（※）に基づき、関係審議会（※※）において検討を行い、令和3年7月に「難病・小慢対策の見直しに関する意見書」がとりまとめられた。その意見書では、「医療費助成の前倒し」が論点の一つとなっており、医療費助成に係る支給認定については、その申請のあった日ではなく、重症化したと指定医が診断した日に遡ってその効力を生ずることとすることが適当とされたところである。この意見書等を踏まえて、助成の開始時期を前倒しするための所要の法改正を行う方向で検討を行い、その結果を踏まえて税制上の所要の措置を講ずる。 ※ 新型コロナウイルス感染症の影響により関係審議会での議論が中断していたこともあり、本年7月14日にとりまとめを行ったところ。 ※※ 厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会及び社会保障審議会児童部会小児慢性特定疾患児への支援の在り方に関する専門委員会（合同委員会）</p>		
関係条文	<div style="border: 1px solid black; height: 20px; width: 100%;"></div>		
減収見込額	[初年度] －（－） [改正増減収額] －	[平年度] －（－） （単位：百万円）	

<p>要望理由</p>	<p>(1) 政策目的 所要の法改正が行われた場合、指定難病の患者や小慢の児童等が医療費助成の支給認定に係る申請があった日ではなく、重症化したと指定医が診断した日に遡って医療費助成の支給認定を受けることができるようになる。</p> <p>(2) 施策の必要性 現在、難病法に基づく医療費助成に係る支給認定は、その申請のあった日に遡ってその効力を生ずることとされている（難病法第7条第1項及び第5項）ところ、審議会等において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 難病の特性上、増悪と寛解を繰り返す場合もあることから、例えば、重症化後直ちに手術を行うこととなった場合、当該手術に関して高額な医療費が発生するにもかかわらず、重症化後すぐに医療費助成の申請を行うことが困難なため、当該手術に要した費用など、重症化後から申請までの間に発生した当該指定難病に係る医療費分の助成を受けることができない場合がある ・ 医療費助成の申請に当たっては、指定医の診断書が必要となるが、当該診断書の作成に一定の時間を要している実態があり、重症化したとの指定医の診断を受けてから実際の申請までに、タイムラグが生じる一因となっている <p>といった課題が指摘されている。</p> <p>これらの課題を解消するため、今回の見直しにより、医療費助成に係る支給認定について、その申請のあった日ではなく、重症化したと指定医が診断した日に遡ってその効力を生ずることとするための所要の規定の整備を行う方向で検討している。また、児童福祉法に基づく医療費助成についても、同じ課題を抱えていることから、同様の措置を講ずる方向で検討している。</p>
<p>本要望に対応する縮減案</p>	<p>—</p>

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標 I 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標 5 感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要な医療等を確保すること 施策目標 5-2 難病等の予防・治療等を充実させること
	政策の達成目標	指定難病及び小慢に係る医療費の自己負担分の一部を助成することにより、長期の療養による医療費負担の軽減を図る。また、治療方法の開発等に資するため難病患者データの収集を効率的に行い、治療研究を推進する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	—
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	国税においても同様の要望を行っている。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	難病患者等が医療費助成の支給認定に係る申請があった日ではなく、重症化したと指定医が診断した日に遡って医療費助成の支給認定を受けられるようにするため所要の措置を講ずることを検討しているが、長期療養による経済的負担の軽減を図るという政策目的を達成するためには、本改正により前倒しで助成する医療費についても公租公課禁止等の措置を講ずることが必要不可欠である。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成 26 年度 難病法等による医療費助成についての非課税措置等を要望